

令和 9 年 度

市 民 公 募 文 化 事 業

# 募 集 案 内

募集期間： 令和 8 年 9 月 1 日（火）から  
令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで

生涯学習部文化振興課芸術文化係

（安城市民ギャラリー内）

# 市民公募文化事業補助金交付要綱（抜粋）

## 1 趣旨

この要綱は、市民による舞台公演を公募し、市民公募文化事業（以下「事業」という。）を実施することにより、舞台芸術の振興及び鑑賞機会の拡大を図るため、市民活動団体が行う事業に対して、予算の範囲内で交付する補助金に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象者

補助金の交付の対象となるものは、市内に活動拠点を置いて1年以上の文化活動実績のある市民又は団体であって、自ら（団体にあつては、その構成員）が主となって演じるものとする。ただし、次に掲げるものは、対象としない。

- (1) 営利を目的として公演を行う者
- (2) 政治団体及び宗教団体
- (3) 学校、企業等

## 3 対象となる公演

補助金の交付の対象となる公演は、音楽、演劇、ダンス、伝統芸能分野等のホールでの舞台で行う公演とする。ただし、次に掲げる公演は、対象としない。

- (1) 主として営利を目的とした公演
- (2) 政治的又は宗教的な宣伝意図を有すると認められる公演
- (3) チャリティーを目的とした公演
- (4) 他の助成金等の交付を受けている公演
- (5) 特定の関係者に向けた発表会

## 4 対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、次のとおりとする。

- (1) 作品作製費
- (2) 設営・舞台費
- (3) 前日及び当日の会場使用料
- (4) 伴奏者の出演料
- (5) 宣伝・印刷費
- (6) その他市長が必要と認める経費

(7) 事務費（前6号の合計額の1割以内）

## 5 公募及び交付申請

市長は、事業を実施するものを公募するものとする。

補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長が定める申込期間内に、市民公募文化事業補助金等交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 公演実施計画書（様式第2）

(2) 予算計画書（様式第3）

(3) 公演者の略歴及び活動歴（様式第4）

## 6 交付決定

市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付の決定をし、規則第5条第1項の補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

## 7 公演場所

事業に係る公演の実施場所は、安城市民会館サルビアホール、安城市文化センターマツバホール、安城市昭林公民館ホール、又は安城市中心市街地拠点施設（アンフォーレ）ホールとする。

## 8 公演時期

事業に係る公演の実施時期は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の次の年度内とする。

## 9 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の額から入場料等の収入の金額を控除した金額とする。ただし、次の各号に掲げる実施場所ごとに、当該各号に定める金額を限度とする。

(1) 安城市民会館サルビアホール 40万円

(2) 安城市文化センターマツバホール 20万円

(3) 安城市昭林公民館ホール 10万円

(4) 安城市中心市街地拠点施設（アンフォーレ）ホール 15万円

前項の規定にかかわらず、過去にこの補助金の交付を受けた公演と同様の内容の公演を実施する場合の補助金の額は、前項の規定により算定される額に2分の1を乗じて得た額とする。

## 10 実施報告

補助金の交付を受けたものは、公演終了後速やかに公演実施報告書（様式第5）に決算報告書（様式第6）を添えて市長に提出しなければならない。

# 募 集 概 要

- 事業実施期間 令和9年4月1日（木）～ 令和10年3月31日（金）
- 募集期間 令和8年9月1日（火）～ 令和8年9月30日（水）
- 提出書類 提出書類の様式は、市公式ウェブサイトからも取り出せます。
  - (1) 申請書類 市民公募文化事業補助金等交付申請書（様式第1）  
公演実施計画書（様式第2）  
予算計画書（様式第3）  
公演者の略歴及び活動歴（様式第4）
  - (2) 採択後 後援等申請書
  - (3) 事業完了後 公演実施報告書（様式第5）  
決算報告書（様式第6）  
補助金請求書

- 提出方法

文化振興課芸術文化係（市民ギャラリー内：月曜日休館）にご持参ください。

- 採択方法

申請書類をもとに、市民の鑑賞機会の拡大、市民参加の拡大、運営の実現性及び次世代への継承、内容の新規性などの観点で内容を審査し採択します。審査の結果及び予算の都合などにより、採択されない場合がありますのでご承知おきください。

- 審査の結果通知、公演日の評価

審査結果は、令和8年12月上旬までに通知する予定です。

公演開催日には、市民の鑑賞機会の拡大、市民参加の拡大、運営の実現性、次世代への継承、再演への期待などの観点から審査員評価をさせていただきます。

- その他

- (1) 施設の利用手続きは申請者で行ってください。採択後に、申請書に記載した実施予定日どおり施設の利用予約ができなかった場合は、すみやかに事務局と相談してください。
- (2) 施設の利用については、自主的に安全対策を講じ、各施設の「施設利用上の注意事項」に従ってください。
- (3) 採択後、やむを得ない事情により、開催が困難となる場合、内容の変更を余儀なくされる場合はご相談ください。
- (4) 対象経費は、作品作製費、設営・舞台費、前日及び当日の会場使用料、伴奏者の出演料、宣伝・印刷費を対象とします（備品不可）。
- (5) 申し込みにかかるご相談がございましたら、市民ギャラリーで直接承ることも可能ですので募集期間内に下記までご連絡の上お越しくください。

問い合わせ先

文化振興課芸術文化係（安城市民ギャラリー内：月曜日休館）

〒446-0026 安城市安城町城堀30番地

電話 0566-77-6853 FAX 0566-77-4491